

20年度末までに32万人分の受け皿を整備していくことにしてはいるが、追加で整備が必要な保育の受け皿は32万人分を大きく上回る89万人分であるとの民間試算がある。必要な受け皿整備量は待機児童解消の根幹に関わる極めて重要な要素であることから、精査すべきである。

また、2017年度末までは地方自治体によって待機児童数に含めるかどうかの判断が分かれていた「保護者が育児休業中で復職の意思がある者」や、入園申込み自体を断念している保護者が少なくないため、いわゆる「隠れ待機児童」が多く存在しているとの指摘もある。従って、2018年度から全面適用される待機児童の新定義（※一2）等に基づき保育ニーズの実態をより詳細に把握とともに、保育所等が設置されている地域や預ける児童の年齢面でのミスマッチの解消に努めるべきである。

③企業主導型保育事業の周知、マッチングの実施

企業側の関心も高く保育の受け皿拡大に寄与している企業主導型保育事業は、設置主体の6割が中小企業であり、共同設置・共同利用が4割を占めている。しかし、制度の認知が進んでいないとの指摘があることから、中小企業がより利用しやすくなるよう、助成内容等の制度概要や企業主導型保育所の設置に係る好事例の周知はもとより、設置を検討している中小企業同士、さらには中小企業と保育所の運営を担う保育事業者とのマッチングに取り組まれたい。

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、日本・東京商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源も合わせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

また、多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引き上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引き上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が0.25%から0.45%に、2018年度の料率は0.29%に引き上げられる見込みだが、事業主拠出金の6割弱は中小企業が負担していることから、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に使途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引き上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

なお、企業主導型保育所の設置場所と待機児童が多く存在する地域にギャップが生じていることに加え、特に都市部については一般の保育所と同様に、高い地代が運営の障害となっていることも想定されることから、企業主導型保育事業の運用にあたっては地方自治体と十分に連携していくことが求められる。